○拓殖大学大学院学則

昭和26年４月５日

制定

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　組織（第２条～第５条）
第３章　教育方法等（第６条～第10条）
第４章　課程の修了及び学位の授与（第11条～第16条）
第５章　入学、退学、転学、休学、除籍等（第17条～第28条）
第６章　学費等（第29条～第31条）
第７章　教職員組織及び運営組織（第32条～第36条）
第８章　学年、学期、休日（第37条～第40条）
第９章　科目等履修生、聴講生、研究生（第41条～第43条）
第10章　研究指導施設（第44条）
第11章　賞罰（第45条）
第12章　雑則（第46条～第48条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　拓殖大学大学院（以下「大学院」という。）は、拓殖大学（以下「大学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

２　第４条に定める研究科、専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第１に定める。

第２章　組織

（課程）

第２条　大学院に博士課程及び修士課程を置く。

２　博士課程の標準修業年限は５年とし、修士課程の標準修業年限は２年とする。

３　博士課程は、これを前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

４　前項の「博士前期課程の標準修業年限」の規定にかかわらず、主として実務経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他、特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により、教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を１年の期間とすることができる。ただし、標準修業年限を越えて在籍する場合は、前項の「博士前期課程の標準修業年限」の規定を適用する。

５　前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は次のとおりとする。

(1)　商学研究科商学専攻　博士前期課程　１年制コース

（課程の趣旨）

第３条　博士前期課程又は修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

２　博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（研究科及び専攻）

第４条　大学院に次の研究科及び専攻を置く。

<table>
<tr><th rowspan="2">研究科</th><th colspan="2">博士課程</th><th rowspan="2">修士課程</th></tr>
<tr><th>前期課程</th><th>後期課程</th></tr>
<tr><td>経済学研究科</td><td>国際経済専攻</td><td>国際経済専攻</td><td></td></tr>
<tr><td>商学研究科</td><td>商学専攻</td><td>商学専攻</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">工学研究科</td><td>機械･電子システム工学専攻</td><td>機械･電子システム工学専攻</td><td></td></tr>
<tr><td>情報・デザイン工学専攻</td><td>情報・デザイン工学専攻</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">言語教育研究科</td><td>英語教育学専攻</td><td rowspan="2">言語教育学専攻</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>日本語教育学専攻</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国際協力学研究科</td><td>国際開発専攻</td><td>国際開発専攻</td><td></td></tr>
<tr><td>安全保障専攻</td><td>安全保障専攻</td><td></td></tr>
<tr><td>地方政治行政研究科</td><td></td><td></td><td>地方政治行政専攻</td></tr>
</table>

２　商学研究科商学専攻の博士前期課程、同専攻の博士後期課程、言語教育研究科英語教育学専攻、日本語教育学専攻の博士前期課程、同研究科の言語教育学専攻博士後期課程、国際協力学研究科国際開発専攻、安全保障専攻の博士前期課程、同専攻の博士後期課程及び地方政治行政研究科地方政治行政専攻修士課程においては、教育上特別の必要があると認

められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（収容定員）

第５条　各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士課程				修士課程	
		前期課程		後期課程			
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	国際経済専攻	30	60	3	9		
商学研究科	商学専攻	30	60	2	6		
工学研究科	機械・電子システム工学専攻	18	36	2	6		
	情報・デザイン工学専攻	18	36	2	6		
言語教育研究科	英語教育学専攻	8	16				
	日本語教育学専攻	8	16				
	言語教育学専攻			5	15		
国際協力学研究科	国際開発専攻	20	40	3	9		
	安全保障専攻	15	30	2	6		
地方政治行政研究科	地方政治行政専攻					15	30
合計		147	294	19	57	15	30

第３章　教育方法等

（教育方法）

第６条　大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（履修方法等）

第７条　各研究科における授業科目及びその単位数は、別表第３、４、５、６、７、８のとおりとする。

２　各研究科で履修すべき授業科目及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。

３　学生の研究指導を担当する教員を指導教授という。

４　大学院の講義、演習などの授業科目の単位数の計算については拓殖大学学則第36条の規定を準用する。

（他研究科等の授業科目の履修）

第８条　指導教授が教育上有益と認めるときは、他の研究科、学部及び研究所その他の授業科目等を履修させることができる。

（単位の認定）

第９条　授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

２　授業科目に関する試験は、毎学年末又は研究科委員会が適当と認める時期に、研究科委員会の定める方法によって行う。

３　博士後期課程演習単位認定試験及び博士後期課程外国語検定試験については、別に定める。

４　各研究科において教育研究上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

５　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

（教育職員免許状の取得）

第10条　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の科目及び単位を修得しなければならない。

２　本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類
工学研究科	機械・電子システム工学専攻	中学校教諭専修免許状　（技術） 高等学校教諭専修免許状　（工業）
	情報・デザイン工学専攻	高等学校教諭専修免許状　（工業） 高等学校教諭専修免許状　（情報）
言語教育研究科	英語教育学専攻	中学校教諭専修免許状　（英語） 高等学校教諭専修免許状　（英語）

第４章　課程の修了及び学位の授与

（博士前期課程又は修士課程の修了要件）

第11条　博士前期課程の修了要件は、大学院に２年以上（第２条第４項及び第５項の規定による標準修業年限を１年とした博士前期課程の修了要件にあっては、１年以上）在学し、経済学研究科及び商学研究科にあっては所定の32単位以上、工学研究科及び言語教育研究科並びに国際協力学研究科にあっては所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、商学研究科及び国際協力学研究科における在学期間に関しては、標準修業年限が２年の課程において、優れた業績を上げた者について研究科が特に必要と認めた場合に限り、１年以上在学すれば足りるものとする。

２　地方政治行政研究科修士課程の修了要件は、大学院に２年以上在学し、修士論文の審査を受ける場合は所定の30単位以上又は特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合は所定の34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について当該研究科が特に必要と認めた場合に限り、１年以上在学すれば足りるものとする。

（博士後期課程の修了要件）

第12条　博士後期課程の修了要件は、博士前期課程修了後、博士後期課程に３年以上在学し、経済学研究科及び商学研究科にあっては、所定の授業科目16単位以上、工学研究科にあっては、所定の授業科目４単位以上、言語教育研究科並びに国際協力学研究科にあっては、所定の授業科目10単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、外国語検定試験に合格し、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に３年（修士課程を修了した者にあっては、当該課程における２年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（学位論文の審査及び課程修了の認定）

第13条　課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

２　学位論文審査（地方政治行政研究科修士課程にあっては、特定の課題についての研究の成果の審査を含む。第３項において同じ。）及び最終試験の成績評価は、拓殖大学学位規程第10条に定める審査委員会の審査に基づいて、研究科委員会が行う。

３　試験成績及び学位論文審査の評点及び順位は、次のとおりとする。

(1)　科目試験

①　S　合格　②　A　合格　③　B　合格　④　C　合格　⑤　F　不合格

(2)　論文試験

イ　修士論文

①　S　合格　②　A　合格　③　B　合格　④　C　合格　⑤　F　不合格

ロ　博士論文

①　合格　②　不合格

(3)　最終試験

①　合格　②　不合格

（学位の授与）

第14条　博士前期課程又は修士課程を修了した者には、次の区分に従い学位を授与する。

経済学研究科	修士（経済学）
商学研究科	修士（商学）
工学研究科	修士（工学）
言語教育研究科	修士（言語教育学）
国際協力学研究科	修士（国際開発）　修士（安全保障）
地方政治行政研究科	修士（政治行政）

２　博士後期課程を修了した者には、次の区分に従い学位を授与する。

経済学研究科	博士（経済学）
商学研究科	博士（商学）
工学研究科	博士（工学）
言語教育研究科	博士（言語教育学）
国際協力学研究科	博士（国際開発）　博士（安全保障）

（課程によらない者の博士学位の授与）

第15条　前条第２項に定める者の他、博士の学位は、博士論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与することができる。

（学位規程）

第16条　この学則に定めるもののほか、学位授与の要件その他学位の授与に関し、必要な事項は拓殖大学学位規程の定めるところによる。

第５章　入学、退学、転学、休学、除籍等

（入学の時期）

第17条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、工学研究科、言語教育研究科、国際

協力学研究科において教育研究上有益と認めるときは、入学の時期を10月とすることができる。

（入学資格）

第18条　博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

(1)　学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2)　外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(3)　学校教育法第104条第１項の規定により学士の学位を授与された者

(4)　文部科学大臣の指定した者

(5)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6)　各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(7)　その他各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

(1)　修士の学位を有する者

(2)　外国において学校教育における18年の課程を修了し、修士の学位又はこれに相当する学位を有する者

(3)　文部科学大臣の指定した者

(4)　各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(5)　その他各研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願手続）

第19条　入学志願者は、別表第２―１に定める入学検定料を添えて必要書類を所定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）

第20条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第21条　選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書・同意書その他所定の書類を提出するとともに、別表第２―２に定める学費及び所定の諸会費（以下「学費等」という。）を納付しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保護者等）

第22条　入学の許可を得た者は、保護者等を届け出なければならない。

２　保護者等は、父母若しくはこれに準ずる者とする。

３　保護者等は、学生が学修研究活動等を円滑に遂行していくうえで、大学と連携し、学生を指導・支援しなければならない。

（休学）

第23条　病気その他の事由により、３月以上修学できないときは、学長の許可を得て休学することができる。

２　病気のため、修学が不適当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

３　休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には引き続き休学を許可することがある。この場合、休学の期間は通算し博士前期課程又は修士課程においては２年、博士後期課程においては３年を越えることはできない。

４　休学期間は、在学年数に算入しない。

５　休学の事由が消滅したときは、すみやかに復学を願い出なければならない。

（退学）

第24条　病気、その他の事由により退学する者は、退学願を提出して学長の許可を得なければならない。

（再入学）

第25条　前条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学長は学年の始めに限り研究科委員会の議を経てこれを許可することができる。

（転学）

第26条　学生が、他の大学の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て学長に転学願を提出しなければならない。

２　大学院の各研究科相互間又は他の大学の大学院から大学院にそれぞれ転科又は転学を志望する者があるときは、学長は研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

（在学年限）

第27条　大学院における最長在学年数は、博士前期課程又は修士課程にあっては４年、博士後期課程にあっては６年とする。

（除籍）

第28条　学長は、次の各号の一に該当する者を、研究科委員会の議を経て、除籍することができる。

(1)　学費等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2)　第27条に定める在学年限をこえた者

(3)　第23条に定める休学期間をこえて修学できない者

(4)　履修届の提出等在籍に要する手続を履行しない者

第６章　学費等

（学費の額）

第29条　学費の額は、別表第２―２に定めるとおりとする。

２　学費の減免及び免除等の特例については、別に定める。

（学費等の納付）

第30条　学費等は、当該学年度分を別に定める期日までに納付しなければならない。

２　納付した学費等は、事由の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学手続時において別に定めるところにより入学を辞退する場合は、この限りではない。

３　１学期を通じて休学する者に対しては、休学中の授業料及び施設設備資金を免除する。ただし、休学中は１学期につき50,000円の在籍料を納入しなければならない。

（論文審査料）

第31条　学位の請求に係る学位論文を提出する者は、別に定める審査料を納入するものとする。

第７章　教職員組織及び運営組織

（教職員組織）

第32条　大学院における授業科目の講義及び研究指導は、大学の教授が担当する。ただし、特別の事情があるときは、准教授又は助教、講師にこれを担当させることができる。

２　大学院に事務職員若干名を置く。

（大学院長）

第33条　大学院に大学院長を置く。

２　大学院長は、学長が兼ねる。

（研究科長）

第34条　研究科に研究科長を置く。

２　研究科長は、研究科委員会において互選する。

３　研究科長の任期は、２年とする。

（学務の管掌）

第35条　大学院の学務は、大学院長がこれを管掌する。

（委員会）

第36条　大学院に大学院委員会及び研究科長会議を置き、各研究科に研究科委員会を置く。

２　大学院委員会、研究科長会議及び研究科委員会については、別に定める。

第８章　学年、学期、休日

（学年）

第37条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終る。

（学期）

第38条　学年は、学期に分け、学期は次のとおりとする。

前期　４月１日から９月30日まで

後期　10月１日から３月31日まで

（授業期間）

第39条　１年間の授業を行う期間は、授業科目に関する試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（休日）

第40条　休日は次のとおりとする。

(1)　日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2)　創立記念日（11月３日）

(3)　春季休業日　３月24日から３月31日まで

(4)　夏季休業日　７月１日から８月31日まで

(5)　冬季休業日　12月25日から１月７日まで

２　前項の休業日は、必要ある場合は変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

３　学長は、大学院委員会の議を経て、臨時休業日を定めることができる。

第９章　科目等履修生、聴講生、研究生

（科目等履修生）

第41条　学長は、大学院において一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、科目等履

修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生は、年度ごとに入学を許可する。

３　科目等履修生に関し、その他必要な事項は別に定める。

（聴講生）

第42条　学長は、大学院の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生は、学期ごとに入学を許可する。

３　聴講生に関し、その他必要な事項は別に定める。

（研究生）

第43条　学長は、大学院において特定の研究課題の指導を希望する者があるときは、研究科の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

２　研究生は、学期ごとに入学を許可する。

３　研究生に関し、その他必要な事項は別に定める。

第10章　研究指導施設

（研究指導施設）

第44条　学生はその研究のために、研究所及び図書館その他の施設を利用することができる。

第11章　賞罰

（賞罰）

第45条　学生の賞罰に関しては、拓殖大学学則の規定を準用する。

２　賞罰は研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

第12章　雑則

（学則の変更）

第46条　この学則は、大学院委員会の議を経て、学長の提案に基づき、理事会の議決により変更することができる。

（大学学則の準用）

第47条　この学則に規定のない事項については、拓殖大学学則の規定を準用する。

（補則）

第48条　この学則に定めるもののほか、この学則の施行に必要な事項は、大学院委員会が

定める。

附　則

この学則は、昭和26年４月５日から施行する。

附　則

この学則は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和46年９月28日改正し、昭和47年４月１日からこれを適用する。ただし、昭和46年度以前の入学者については、第24条及び第25条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、昭和51年４月１日から適用する。ただし、昭和50年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、昭和52年４月１日から適用する。ただし、昭和51年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、昭和53年４月１日から実施する。ただし、昭和52年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、昭和54年４月１日から実施する。ただし、昭和53年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、昭和55年４月１日から実施する。ただし、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

１　この学則は、昭和56年４月１日から施行する。

２　昭和55年度以前の入学者にかかる学費の額については、第27条第１項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附　則

１　この学則は、昭和57年４月１日から施行する。

２　昭和56年度以前の入学者にかかる学費の額については、第27条第１項の規定にかかわ

らず、なお従前のとおりとする。

附　則

１　この学則は、昭和58年４月１日から施行する。

２　昭和57年度以前の入学者にかかる学費の額については、第27条第１項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附　則

この学則は、昭和61年４月１日から施行する。ただし、昭和60年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、昭和63年４月１日から施行する。ただし、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成３年４月１日から施行する。ただし、平成２年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成４年３月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成５年４月１日から施行する。ただし、平成４年度以前の入学者の学費については、第28条別表第１―２の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この学則は、平成８年４月１日から施行する。ただし、平成７年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

２　第18条別表第１―１入学志願手続に関する入学検定料の改正は、平成８年度入学志願者より適用する。

附　則

この学則は、平成９年４月１日から施行する。ただし、平成８年度以前の入学者について

は、第７条別表第２、第３及び第４の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成11年４月１日から施行する。ただし、平成10年度以前の入学者については、第７条別表第２、第３、第５及び第29条別表第１―２の改定規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成12年３月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成12年４月１日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学者については、第７条別表第３、第４及び第29条別表第１―２の改定規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成13年４月１日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、第７条別表第４、第５の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成14年４月１日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、第７条別表第２、第３、第４の改定規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成14年９月１日から施行する。ただし、第18条入学資格の改正は、平成15年度入学志願者から適用する。

附　則

１　この学則は、平成15年４月１日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、第７条別表第２、第３、第４、第５の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

２　第30条第２項の改正は、平成15年度入学者より適用する。

附　則

この学則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学者については、第７条別表第３、第４、第５の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成17年４月１日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学者については、第７条別表第３の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成18年４月１日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、第７条別表第３の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

１　この学則は、平成18年４月１日より施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

２　第13条は、入学年度にかかわらず前項に掲げる日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成20年４月１日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者については、第７条別表第３の改定規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成21年４月１日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成22年４月１日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成23年４月１日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成24年４月１日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成25年４月１日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者につい

ては、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成27年４月１日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、第７条の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

１　この学則は、平成28年４月１日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、第７条別表５の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

２　工学研究科博士課程機械システム工学専攻、電子情報工学専攻、工業デザイン学専攻は、第４条の改正規定にかかわらず平成28年３月31日に当該専攻に在学するものが当該専攻に在学しなくなるまでの間は、存続するものとする。

附　則

この学則は、平成29年４月１日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については、第７条の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、第７条及び第29条別表第２―２工学研究科の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

附　則

１　この学則は、平成31年４月１日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

２　第30条第３項の改正は、平成31年４月１日に在学する者から適用する。

附　則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和２年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和３年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

附　則

１　この学則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和４年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

２　第30条第３項の改正は、令和５年４月１日に在学する者から適用する。

附　則

１　この学則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和５年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

２　第22条の改正は、令和６年４月１日に在学する者から適用する。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、令和６年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

別表第１

第１条第２項に定める研究科、専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

１　経済学研究科　国際経済専攻

博士前期課程

国際経済の分野において根幹となる知識を身につけ、並びにグローバル化社会に必要な専門的知識と実践的即応力を備えた専門的職業人を養成する。

博士後期課程

国際経済の分野において専門的な知識を修得し、自立して研究活動を行う研究者を養成する。

２　商学研究科　商学専攻

博士前期課程

商学の分野において、国内外のビジネス活動に必要な専門知識と実践的即応力を備えた専門的職業人を養成する。

博士後期課程

商学の分野において、自立して研究活動を行う研究者を養成する。

３　工学研究科

工学の分野において社会及び産業の動向に対応しうる柔軟性と新しい領域を開拓す

る創造性を持ち、国際性豊かな専門技術者、研究者を養成する。

(1)　博士前期課程

ア　機械・電子システム工学専攻

機械・電子システム工学分野において根幹となる知識及び技術を身につけ、急速な技術の進展に柔軟な対応ができ、新たなシステムを構築しうる人材を養成する。

イ　情報・デザイン工学専攻

情報・デザイン工学分野における専門知識と問題解決能力を身につけ、新たな社会価値を提案し実現できる人材を養成する。

(2)　博士後期課程

ア　機械・電子システム工学専攻

機械・電子システム工学分野において根幹となる専門知識と技術を身につけ、科学技術の進展の中で新たな課題を発見し、自立して研究分野を開拓しうる人材を養成する。

イ　情報・デザイン工学専攻

情報・デザイン工学分野における専門知識と問題解決能力を基に独創的な研究活動ができる人材を養成する。

4　言語教育研究科

卓越した言語運用能力を持ち、かつ言語教育に関する高度の専門知識と指導技術・能力を身につけた職業人並びに研究者を養成する。

(1)　英語教育学専攻

卓越した英語運用能力を身につけ、英語教育に関する高度な専門知識と実践的な指導技術・能力を身につけた職業人並びに研究者を養成する。

(2)　日本語教育学専攻

日本語に関する高度な知識を有し、外国語としての日本語教育の高度な専門知識と実践的な指導技術・能力を身につけた職業人並びに研究者を養成する。

(3)　言語教育学専攻

英語及び日本語に関する高度な専門的知識を有し、外国語教育の卓越した専門知識と実践的かつ科学的な指導技術・能力と研究能力を身につけた言語教育分野に貢献できる専門的職業人並びに研究者を養成する。

5　国際協力学研究科

国際開発と安全保障を連携・相補する分野において自立して研究活動を行う研究者、

並びに高度の専門的知識･能力を身につけた専門的職業人をさまざまな分野へおくりだす。

(1)　国際開発専攻

国際開発の理論と実証の訓練を通して、国際開発政策・事業で求められる専門知識と実践能力を涵養する。博士後期課程においては、博士学位に相応しい高度な専門訓練を踏まえて、国際開発分野での指導者を育成する。

(2)　安全保障専攻

安全保障の理論･方法論を学び､学術的･実務的貢献を為し得る専門性を育成する。博士後期課程においては、更に高度な分析力・論理構成力を兼ね備えた博士学位に相応しい専門家の育成を目指すものとする。

6　地方政治行政研究科　地方政治行政専攻

地方の政治や行政に関する高度な専門的知識を持ち、総合的な政策立案・遂行能力を備えた人材､さまざまな立場で地域の発展にリーダー的役割を果たす専門的職業人を養成する。

別表第２―１

第19条に定める研究科の博士課程及び修士課程の入学検定料

	博士課程		修士課程
	前期課程	後期課程	
入学検定料	35,000円	35,000円	35,000円

別表第２―２

第29条に定める研究科の博士課程及び修士課程の学費の額

経済学研究科

	博士課程	
	前期課程	後期課程
入学金	150,000円	150,000円
授業料	580,000円	580,000円
施設設備資金	150,000円	150,000円

※入学金は入学時のみ

商学研究科

	博士課程		
	前期課程	前期課程（1年制コース）	後期課程

入学金	150,000円	150,000円	150,000円
授業料	580,000円	928,000円	580,000円
施設設備資金	150,000円	150,000円	150,000円

※入学金は入学時のみ

注：商学研究科商学専攻博士前期課程（１年制コース）において、標準修業年限を超えて在籍する場合は、博士前期課程の標準修業年限での学費（２年次）を適用する。

工学研究科

	博士課程	
	前期課程	後期課程
入学金	150,000円	150,000円
授業料	790,000円	790,000円
施設設備資金	230,000円	230,000円

※入学金は入学時のみ

言語教育研究科

	博士課程	
	前期課程	後期課程
入学金	150,000円	150,000円
授業料	605,000円	605,000円
施設設備資金	150,000円	150,000円

※入学金は入学時のみ

国際協力学研究科

	博士課程	
	前期課程	後期課程
入学金	150,000円	150,000円
授業料	765,000円	765,000円
施設設備資金	150,000円	150,000円

※入学金は入学時のみ

地方政治行政研究科

	修士課程
入学金	150,000円

授業料	765,000円
施設設備資金	150,000円

※入学金は入学時のみ

別表第3　第7条に定める経済学研究科、国際経済専攻博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

1　授業科目、単位

（博士前期課程）

系列	学科目	単位	
経済学	ミクロ経済学特論	4	4
	ミクロ経済学特論演習	(4)(4)	8
	マクロ経済学特論	4	4
	マクロ経済学特論演習	(4)(4)	8
	経済政策特論	4	4
	経済政策特論演習	(4)(4)	8
	財政学特論	4	4
	財政学特論演習	(4)(4)	8
	経済統計特論	4	4
	経済統計特論演習	(4)(4)	8
	金融経済特論	4	4
	金融経済特論演習	(4)(4)	8
	ゲーム理論特論	4	4
	ゲーム理論特論演習	(4)(4)	8
	産業組織特論	4	4
	産業組織特論演習	(4)(4)	8
	労働経済特論	4	4
	労働経済特論演習	(4)(4)	8
国際政治経済	国際経済特論	4	4
	国際経済特論演習	(4)(4)	8
	国際貿易特論	4	4
	国際貿易特論演習	(4)(4)	8
	国際金融特論	4	4
	国際金融特論演習	(4)(4)	8
	経済発展特論	4	4
	経済発展特論演習	(4)(4)	8
	国際政治特論	4	4
	国際政治特論演習	(4)(4)	8
	国際関係特論	4	4
	国際関係特論演習	(4)(4)	8
地域経済	日本経済史特論	4	4
	日本経済史特論演習	(4)(4)	8
	現代日本経済特論	4	4

	現代日本経済特論演習	(4)(4)	8
	中国経済特論	4	4
	中国経済特論演習	(4)(4)	8
	ロシア経済特論	4	4
	ロシア経済特論演習	(4)(4)	8
	東南アジア経済特論	4	4
	東南アジア経済特論演習	(4)(4)	8
	アメリカ経済特論	4	4
	アメリカ経済特論演習	(4)(4)	8
	中東経済特論	4	4
	中東経済特論演習	(4)(4)	8
	ヨーロッパ経済特論	4	4
	ヨーロッパ経済特論演習	(4)(4)	8
実務	多国籍企業論	2	2
	ファイナンス論	2	2
	サービス経済論	2	2
	ベンチャー企業	2	2
	情報科学論	2	2
	データ分析論	2	2
	統計数理	2	2
	統計応用	2	2
外国語	外国文献研究	4	4
	文章表現法	4	4

2　授業科目、単位

（博士後期課程）

系列	学科目	単	位
経済学	ミクロ経済学特殊研究	4	4
	ミクロ経済学特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	マクロ経済学特殊研究	4	4
	マクロ経済学特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	経済政策特殊研究	4	4
	経済政策特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	財政学特殊研究	4	4
	財政学特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	経済統計特殊研究	4	4
	経済統計特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	金融経済特殊研究	4	4

	金融経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	ゲーム理論特殊研究	4	4
	ゲーム理論特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	産業組織特殊研究	4	4
	産業組織特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	労働経済特殊研究	4	4
	労働経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
国際政治経済	国際経済特殊研究	4	4
	国際経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	国際貿易特殊研究	4	4
	国際貿易特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	国際金融特殊研究	4	4
	国際金融特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	経済発展特殊研究	4	4
	経済発展特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	国際政治特殊研究	4	4
	国際政治特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	国際関係特殊研究	4	4
	国際関係特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
地域経済	日本経済史特殊研究	4	4
	日本経済史特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	現代日本経済特殊研究	4	4
	現代日本経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	中国経済特殊研究	4	4
	中国経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	ロシア経済特殊研究	4	4
	ロシア経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	東南アジア経済特殊研究	4	4
	東南アジア経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	アメリカ経済特殊研究	4	4
	アメリカ経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	中東経済特殊研究	4	4
	中東経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12
	ヨーロッパ経済特殊研究	4	4
	ヨーロッパ経済特殊研究演習	(4)(4)(4)	12

別表第4　第7条に定める商学研究科、商学専攻博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

1　授業科目、単位

（博士前期課程）

系列	学科目	単位
商学	マーケティング特論（マーケティング・マネジメント）	2
	マーケティング特論（マーケティング環境分析）	2
	マーケティング特論（マーケティング理論と実践）	2
	マーケティング特論（マーケティングと現代社会）	2
	マーケティング特論（流通原理）	2
	マーケティング特論（流通チャネル）	2
	マーケティング特論演習A	4
	マーケティング特論演習B	4
	貿易特論（貿易取引実務と戦略）	2
	貿易特論（貿易理論と貿易政策）	2
	貿易特論演習A	4
	貿易特論演習B	4
	金融特論（金融ビジネスとSRI・CSR）	2
	金融特論（金融システム）	2
	金融特論演習A	4
	金融特論演習B	4
	国際物流特論（現代経営と物流）	2
	国際物流特論（物流戦略）	2
	国際物流特論演習A	4
	国際物流特論演習B	4
	国際ビジネス・コミュニケーション特論（基礎研究）	2
	国際ビジネス・コミュニケーション特論（事例研究）	2

	国際ビジネス・コミュニケーション特論演習A	4
	国際ビジネス・コミュニケーション特論演習B	4
経営学	経営管理特論（外部課題）	2
	経営管理特論（内部課題）	2
	経営管理特論演習A	4
	経営管理特論演習B	4
	国際経営特論（国際ビジネスの諸理論）	2
	国際経営特論（多国籍企業の経営戦略）	2
	国際経営特論演習A	4
	国際経営特論演習B	4
	経営情報特論（経営と情報技術）	2
	経営情報特論（経営情報システム）	2
	経営情報特論演習A	4
	経営情報特論演習B	4
	経営戦略特論（サステナビリティ経営）	2
	経営戦略特論（企業と社会）	2
	経営戦略特論（現代企業への構造的アプローチ）	2
	経営戦略特論（現代企業への行動的アプローチ）	2
	経営戦略特論演習A	4
	経営戦略特論演習B	4
会計学	財務会計特論（米国財務会計基準）	2
	財務会計特論（国際財務報告基準）	2
	財務会計特論演習A	4
	財務会計特論演習B	4
	管理会計特論（管理会計の基礎）	2
	管理会計特論（管理会計の応用）	2
	管理会計特論演習A	4
	管理会計特論演習B	4
	税務会計特論（基礎理論研究）	2

	税務会計特論（個別項目研究）	2
	税務会計特論演習A	4
	税務会計特論演習B	4
	会計監査特論（監査制度論）	2
	会計監査特論 （監査実施・報告論）	2
	会計監査特論演習A	4
	会計監査特論演習B	4
	原価計算特論 （製品原価算定のための原価計算）	2
	原価計算特論 （管理のための原価計算）	2
	原価計算特論演習A	4
	原価計算特論演習B	4
	コーポレート・ファイナンス特論 （企業価値創造経営と会計、金融）	2
	コーポレート・ファイナンス特論 （株主価値創造経営と会計）	2
	コーポレート・ファイナンス特論演習A	4
	コーポレート・ファイナンス特論演習B	4
法律学	企業法特論（企業会計と商法）	2
	企業法特論（手形・小切手法）	2
	企業法特論演習A	4
	企業法特論演習B	4
	租税法特論（所得税判例）	2
	租税法特論（法人税判例）	2
	租税法特論（消費税法）	2
	租税法特論（国税争訟）	2
	租税法特論（所得税法）	2
	租税法特論（法人税法）	2
	租税法特論演習A	4
	租税法特論演習B	4
特別講義	文章表現法特講 （書き方の基礎練習）	2
	文章表現法特講 （書き方の実践練習）	2
	商学実務特講（初級編）	2
	商学実務特講（応用編）	2

	経営実務特講（ＩＴ経営）	2
	経営実務特論 （健康経営と健康ビジネス）	2
	税法実務特講(国際課税法：基礎)	2
	税法実務特講(国際課税法：発展)	2
外国文献研究	外国文献研究（商学系列）	4
	外国文献研究（経営学系列）	4
	外国文献研究（会計学系列）	4
	外国文献研究（法律学系列）	4

2　授業科目、単位

（博士後期課程）

系列	学科目	単位
商学	マーケティング特殊研究	4
	マーケティング特殊研究演習A	4
	マーケティング特殊研究演習B	4
	マーケティング特殊研究演習C	4
	貿易特殊研究	4
	貿易特殊研究演習A	4
	貿易特殊研究演習B	4
	貿易特殊研究演習C	4
	金融特殊研究	4
	金融特殊研究演習A	4
	金融特殊研究演習B	4
	金融特殊研究演習C	4
	国際物流特殊研究	4
	国際物流特殊研究演習A	4
	国際物流特殊研究演習B	4
	国際物流特殊研究演習C	4
	国際ビジネス・コミュニケーション特殊研究	4
	国際ビジネス・コミュニケーション特殊研究演習A	4
	国際ビジネス・コミュニケーション特殊研究演習B	4
	国際ビジネス・コミュニケーション特殊研究演習C	4
経営学	経営管理特殊研究	4

	経営管理特殊研究演習A	4
	経営管理特殊研究演習B	4
	経営管理特殊研究演習C	4
	国際経営特殊研究	4
	国際経営特殊研究演習A	4
	国際経営特殊研究演習B	4
	国際経営特殊研究演習C	4
	経営情報特殊研究	4
	経営情報特殊研究演習A	4
	経営情報特殊研究演習B	4
	経営情報特殊研究演習C	4
	経営戦略特殊研究	4
	経営戦略特殊研究演習A	4
	経営戦略特殊研究演習B	4
	経営戦略特殊研究演習C	4
会計学	財務会計特殊研究 (会計基準形成の論理)	4
	財務会計特殊研究演習A	4
	財務会計特殊研究演習B	4
	財務会計特殊研究演習C	4
	管理会計特殊研究	4
	管理会計特殊研究演習A	4
	管理会計特殊研究演習B	4
	管理会計特殊研究演習C	4
	税務会計特殊研究	4
	税務会計特殊研究演習A	4
	税務会計特殊研究演習B	4
	税務会計特殊研究演習C	4
	会計監査特殊研究	4
	会計監査特殊研究演習A	4
	会計監査特殊研究演習B	4
	会計監査特殊研究演習C	4
	原価計算特殊研究	4
	原価計算特殊研究演習A	4
	原価計算特殊研究演習B	4
	原価計算特殊研究演習C	4
	コーポレート・ファイナンス特殊研究	4
	コーポレート・ファイナンス特殊研究演習A	4
	コーポレート・ファイナンス特殊研究演習B	4

	コーポレート・ファイナンス特殊研究演習C	4
法律学	企業法特殊研究	4
	企業法特殊研究演習A	4
	企業法特殊研究演習B	4
	企業法特殊研究演習C	4
	租税法特殊研究（租税争訟）	4
	租税法特殊研究（所得課税法）	4
	租税法特殊研究演習A	4
	租税法特殊研究演習B	4
	租税法特殊研究演習C	4

別表第5　第7条に定める工学研究科、博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

1　機械・電子システム工学専攻

（博士前期課程）

必修　　数字白ヌキ

教育研究分野	学科目	単位
特別実験・特別演習	機械システム工学特別実験Ⅰ	❷
	機械システム工学特別実験Ⅱ	❷
	機械システム工学特別演習Ⅰ	❷
	機械システム工学特別演習Ⅱ	❷
	機械システム工学特別演習Ⅲ	❷
	機械システム工学特別演習Ⅳ	❷
	電子システム工学特別実験Ⅰ	❷
	電子システム工学特別実験Ⅱ	❷
	電子システム工学特別演習Ⅰ	❷
	電子システム工学特別演習Ⅱ	❷
	電子システム工学特別演習Ⅲ	❷
	電子システム工学特別演習Ⅳ	❷
応用力学・ロボットシステム工学	機械力学特論	2
	破壊力学	2
	材料力学特論	2
	工業力学特論	2
	ロボット工学特論	2
	制御工学特論	2
エネルギーシステム工学	熱力学特論	2
	伝熱工学特論	2
	流体力学特論	2
	数値流体力学	2
	エネルギー変換工学特論	2
設計工学	機能設計	2
	構造設計	2
信号処理・回路システム工学	画像工学特論	2
	ディジタル信号処理特論	2
	ネットワーク論	2
	電子回路設計特論	2
	データ処理特論	2
電子通信応用工学	情報伝送工学特論	2
	電子デバイス特論	2

	超音波工学特論	2
	医工学特論	2
	電子応用工学特論	2
専攻共通科目	機械・電子システム工学特別講義Ⅰ	2
	機械・電子システム工学特別講義Ⅱ	2
	インターンシップ	2

2　情報・デザイン工学専攻

（博士前期課程）

必修　　数字白ヌキ

教育研究分野	学科目	単位
特別演習	情報工学特別演習Ⅰ	❸
	情報工学特別演習Ⅱ	❸
	情報工学特別演習Ⅲ	❸
	情報工学特別演習Ⅳ	❸
	デザイン工学特別演習Ⅰ	❸
	デザイン工学特別演習Ⅱ	❸
	デザイン工学特別演習Ⅲ	❸
	デザイン工学特別演習Ⅳ	❸
情報科学	高信頼性システム特論	2
	アルゴリズム特論	2
	オペレーティングシステム特論	2
	計算機言語特論	2
	情報セキュリティ特論	2
	ソフトウェア工学特論	2
	データサイエンス特論	2
情報工学	教育情報工学特論	2
	エージェントシステム特論	2
	画像情報処理特論	2
	データ工学特論	2
	環境情報工学特論	2
	ビジュアル情報学特論	2
	ヒューマンコンピュータインタラクション特論	2
感性情報システムデザイン	感性デザイン特論	2
	プロダクトデザイン特論	2
	視覚情報処理特論	2
	コミュニケーションデザイン特論	2
	認知科学特論	2
	CG特論	2
	感性デザイン特別演習	2
	感性情報システムデザイン演習	2
生活環境システムデザイン	環境デザイン特論	2
	生活用品デザイン特論	2
	生活空間デザイン特論	2

	生活文化特論	2
	ユーザエクスペリエンスデザイン特論	2
	実験統計分析特別演習	2
	デザインマネジメント特論	2
	生活環境システムデザイン演習	2
専攻共通科目	情報・デザイン工学特別講義Ⅰ	2
	情報・デザイン工学特別講義Ⅱ	2
	技術マネジメント特論	2
	デザイン科学	2
	デザイン史特論	2
	デザイン解析演習	2
	インターンシップ	2

3　機械・電子システム工学専攻

（博士後期課程）

教育研究分野	学科目	単位
特別研究	機械システム工学特別研究 電子システム工学特別研究	
機械システム工学領域	応用力学特別講義 エネルギーシステム工学特別講義	2 2
電子システム工学領域	信号処理・回路システム工学特別講義 電子通信応用工学特別講義	2 2
全分野共通	先端技術講座 （機械・電子システム工学領域） 先端技術講座（情報・デザイン工学領域）	2 2

4　情報・デザイン工学専攻

（博士後期課程）

教育研究分野	学科目	単位
特別研究	情報工学特別研究 デザイン工学特別研究	
情報工学領域	情報科学特別講義 情報工学特別講義	2 2
デザイン工学領域	感性情報システムデザイン特別講義 生活環境システムデザイン特別講義	2 2
全分野共通	先端技術講座 （機械・電子システム工学領域） 先端技術講座 （情報・デザイン工学領域）	2 2

別表第6　第7条に定める言語教育研究科、博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

1　英語教育学専攻

（博士前期課程）

教育研究分野	学科目	単位
英語教育学	英語教育学特論　Ⅰ(英語教育論)	2
	英語教育学特論　Ⅱ(英語教育評価論)	2
	英語教育学特論　Ⅲ(英語教育方法論)	2
	英語教育学特論　Ⅳ(英語教育教材論)	2
	英語教育学特論　Ⅴ(英語授業論)	2
	英語教育学特論　Ⅵ(第二言語習得)	2
	英語教育学特論　Ⅶ(児童英語教育論)	2
言語学・英語学	言語学特論(対照言語学)	2
	英語学特論　Ⅰ(英語文法論)	2
	英語学特論　Ⅱ(英語史)	2
	英語学特論　Ⅲ(英語音韻論)	2
	英語学特論　Ⅳ(英語意味論)	2
	英語学特論　Ⅴ(英語語用論)	2
	英語学特論　Ⅵ(英語コーパス学)	2
英語コミュニケーション学	英語コミュニケーション特論　Ⅰ (コミュニケーション論)	2
	英語コミュニケーション特論　Ⅱ (異文化・国際理解教育論)	2
	英語コミュニケーション特論　Ⅲ (日英比較表現論)	2
	英語コミュニケーション特論　Ⅳ (視聴覚教育・CALL)	2
	英語コミュニケーション特論　Ⅴ (英語コミュニケーションⅠ)	2
	英語コミュニケーション特論　Ⅵ (英語コミュニケーションⅡ)	2
	英語運用能力特殊研究　Ⅰ	2
	英語運用能力特殊研究　Ⅱ	2
	英語運用能力特殊研究　Ⅲ	2
	英語運用能力特殊研究　Ⅳ	2
各分野共通	言語学特論(一般言語学)	2
	音声学・音韻論特論	2
	言語教育学特論 (SLA研究における統計処理)	2

	言語情報処理研究(CALL研究)	2
	中国語学特論	2
	中国語学特殊研究	2
	スペイン語学特論	2
特別演習(論文指導)	英語教育学特別演習 言語学・英語学特別演習 英語コミュニケーション学特別演習	

2　日本語教育学専攻

(博士前期課程)

教育研究分野	学科目	単位
言語学・日本語学	日本語学特論 Ⅰ(文法・統語論Ⅰ)	2
	日本語学特論 Ⅱ(文法・統語論Ⅱ)	2
	日本語学特論 Ⅲ(語彙・意味論)	2
	日本語学特論 Ⅳ(音声学)	2
	日本語学特論 Ⅴ(文字・表記)	2
	日本語学特論 Ⅵ(日本語史)	2
	日本語学特論 Ⅶ(コーパス日本語学)	2
	日本語学特論 Ⅷ(談話分析)	2
日本語教育	日本語教育学特論	2
	日本語教授法 Ⅰ(理論)	2
	日本語教授法 Ⅱ(実習)	1
	日本語教授法 Ⅲ(実践研究)	1
	音声指導法(理論と実践)	2
	日本語教育教材論	2
	日本語教育評価法	2
	カウンセリング理論(異文化対応)	2
	日本語運用能力特殊研究 Ⅰ	2
	日本語運用能力特殊研究 Ⅱ	2
	日本語教育史	2
	日本語教育研究方法論	2
日本文化・比較文化論	日本文化特論Ⅰ(言語文化論)	2
	日本文化特論Ⅱ(日本文化基層論)	2
	比較文化論 Ⅰ(日―欧米)	2
	比較文化論 Ⅱ(日―アジア)	2
	異文化交流論 Ⅰ (異文化間コミュニケーション)	2

	異文化交流論Ⅱ (国際理解教育)	2
各分野共通	言語学特論(一般言語学)	2
	音声学・音韻論特論	2
	言語教育学特論 (SLA研究における統計処理)	2
	言語情報処理研究(CALL研究)	2
	中国語学特論	2
	中国語学特殊研究	2
	スペイン語学特論	2
特別演習(論文指導)	日本語学特別演習 日本語教育学特別演習 日本文化・比較文化論特別演習	

3　言語教育学専攻

(博士後期課程)

教育研究分野	学科目	単位
英語教育学	英語教育学特別研究　Ⅰ (英語教育論)	2
	英語教育学特別研究　Ⅱ (言語コミュニケーション論)	2
	英語教育学特別研究　Ⅲ (言語評価論)	2
日本語教育学	日本語教育学特別研究　Ⅰ (語彙意味研究)	2
	日本語教育学特別研究　Ⅱ (日本語教育文法)	2
	日本語教育学特別研究　Ⅲ (日本語教育論)	2
	日本語教育学特別研究　Ⅳ (教育デザイン論)	2
言語学	言語学特別研究　Ⅰ (音声学・音韻論)	2
	言語学特別研究　Ⅱ (談話分析研究)	2
	言語学特別研究　Ⅲ (言語文化研究)	2
	言語学特別研究　Ⅳ (語の形態と音韻)	2
特別演習	言語教育学特別演習	

別表第7　第7条に定める国際協力学研究科、博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

1　国際開発専攻

（博士前期課程）

教育研究分野(科目群)	学　　科　　目	単位
経　済　開　発	人口学	2
	開発経済学	2
	比較政治体制論(開発と民主化)	2
	移行経済研究	2
	国際金融	2
	国際通商政策	2
	開発協力論(理論と戦略)	2
	国際環境協力論	2
	開発マネジメント論(事例研究)	2
	開発NGO論	2
	国際開発政策論	2
	地方開発	2
	経済開発演習 《教育研究指導並びに学位論文指導》	
	国際開発演習	8
	国際農業協力論	2
地　域　研　究(A 群)	日中関係研究	2
	中国産業研究	2
	東南アジア研究(開発とASEAN戦略)	2
	NIES研究	2
	南アジア研究(現代経済)	2
	大洋州研究	2
	中南米研究	2
	欧州研究	2
	日本経済論	2
	日本の社会と文化	2
	地域研究演習A 《教育研究指導並びに学位論文指導》	
【各分野共通科目】	経済理論	2
	国際経済学	2
	リサーチメソッド(数量分析)	2
	リサーチメソッド(定性分析)	2
	社会調査	2
	国際日本文化論(Ⅰ)	2
	比較文化論	2

	総合演習	2
	外国語文献研究Ⅰ(英語)	2
	外国語文献研究Ⅱ(日本語)	2
	社会科学研究方法論	2
	セクター開発論	2
	SDGsと国際開発	2
	Japanese Civilization	2
	Japan Studies : An Introduction to Japanese Politics and Society	2

2　安全保障専攻

(博士前期課程)

教育研究分野(科目群)	学　　科　　目	単位
安全保障・危機管理	安全保障特論(理論・政策・戦略・評価)	2
	安全保障国際法	2
	安全保障国内法	2
	安全保障特論(軍備管理・信頼醸成)	2
	安全保障特論(核戦略・核抑止)	2
	国際紛争特論(紛争理解基礎)	2
	国際機構論	2
	危機管理論	2
	海外リスク管理論 (国家とインテリジェンス)	2
	国際情報管理論	2
	国際安全保障協力論	2
	国際関係論	2
	軍事戦略理論	2
	戦争・外交史	2
	安全保障・危機管理演習 《教育研究指導並びに学位論文指導》	
地　域　研　究(B 群)	中国政治研究	2
	台湾研究	2
	東アジア研究	2
	東南アジア研究	2
	ヨーロッパ研究	2
	朝鮮半島研究	2
	南アジア研究	2
	中東研究	2
	イスラーム研究	2
	南西アジア研究 (南アジア地域連合を中心に)	2

	アメリカ研究 ロシア研究 地域研究演習B 《教育研究指導並びに学位論文指導》	2 2
【各分野共通科目】	経済理論 国際経済学 リサーチメソッド(数量分析) リサーチメソッド(定性分析) 社会調査 国際日本文化論(Ⅰ) 比較文化論 総合演習 外国語文献研究Ⅰ(英語) 外国語文献研究Ⅱ(日本語) 社会科学研究方法論 セクター開発論 SDGsと国際開発 Japanese Civilization Japan Studies：An Introduction to Japanese Politics and Society	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

3　国際開発専攻

(博士後期課程)

教育研究分野(科目群)	学　科　目	単位
経済開発	経済開発特別研究Ⅰ (開発経済学：理論と実証) 経済開発特別研究Ⅱ (経済開発論：貿易・投資・金融) 経済開発特別研究Ⅲ (経済発展論：人口と都市化) 経済開発特別研究Ⅳ (開発協力論：理論と戦略) 経済開発特別演習 《教育研究指導並びに学位論文指導》	2 2 2 2
地域研究(A群)	地域研究A特別研究Ⅰ (日中関係研究)	2

	地域研究A特別研究Ⅱ （東南アジア研究：ASEANと経済開発） 地域研究A特別演習 《教育研究指導並びに学位論文指導》	2
共　通　科　目	特別総合演習(韓国・台湾経済研究)	2

4　安全保障専攻

（博士後期課程）

教育研究分野(科目群)	学　科　目	単位
安全保障・危機管理	安全保障・危機管理特別研究Ⅰ （紛争形態史・危機対処） 安全保障・危機管理特別研究Ⅱ （国際安全保障秩序と米国） 安全保障・危機管理特別研究Ⅲ （日本の安全保障） 安全保障・危機管理特別演習 《教育研究指導並びに学位論文指導》	2 2 2
地域研究(B群)	地域研究B特別研究Ⅰ （中国研究：政治体制と国防戦略） 地域研究B特別研究Ⅱ(朝鮮半島研究) 地域研究B特別研究Ⅲ （イスラーム研究） 地域研究B特別研究Ⅳ （東南アジア研究：地域統合） 地域研究B特別研究Ⅴ (アメリカ研究:国内政治と外交・安保政策) 地域研究B特別演習 《教育研究指導並びに学位論文指導》	2 2 2 2 2
共　通　科　目	特別総合演習Ⅰ(安全保障と法) 特別総合演習Ⅱ(台湾研究：中台関係)	2 2

別表第8　第7条に定める地方政治行政研究科、地方政治行政専攻修士課程の授業科目、単位

授業科目、単位

（修士課程）

分野	学科目	単位
政治	政治学特論	2
	日本政治論	2
	選挙Ⅰ（公職選挙法と政治資金規正法）	2
	選挙Ⅱ（選挙運動の技法）	2
	政治過程特論	2
	近代日本政治史	2
	地方政治論	2
行政	行政学特論	2
	行政管理論	2
	行政法学特論	2
	財政学特論	2
	日本行政史	2
	現代行政論	2
	地方行政論	2
	政策評価	2
	社会保障政策論	2
共通	公法学特論	2
	社会調査論	2
	政策研究Ⅰ（地域防災）	2
	政策研究Ⅱ（公共政策論）	2
	政策研究Ⅲ（地域政策）	2
	政策研究Ⅳ（地域安全）	2
	環境犯罪学	2
	環境防犯設計	2
	自治制度研究	2
	自治体コミュニケーション論	2
	文章表現法（書き方の基礎練習）	2
	文章表現法（書き方の実践練習）	2
特別演習	地方政治行政特別演習Ⅰ《教育研究指導並びに学位論文指導》	
	地方政治行政特別演習Ⅱ《教育研究指導並びに学位論文指導》	

別表第３　第７条に定める経済学研究科、国際経済専攻博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

別表第４　第７条に定める商学研究科、商学専攻博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

別表第５　第７条に定める工学研究科、博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

別表第６　第７条に定める言語教育研究科、博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

別表第７　第７条に定める国際協力学研究科、博士前期課程及び博士後期課程の授業科目、単位

別表第８　第７条に定める地方政治行政研究科、地方政治行政専攻修士課程の授業科目、単位